

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、厚生労働省により、情報通信機器を用いた診療を、一時的に認められることになりました。

当院では、対面診療を基本にしておりますが、当院にすでに通院され、定期的に処方を受けておられる患者様を、電話を通して診察し、診察室へ入ることなく処方箋を発行するシステムも行うようにします。ただし、いろいろな条件がありますのでご了承ください。また、当院では、オンライン診療はしていませんので、電話再診のみの扱いとなります。

あくまでも、持病（糖尿病、高血圧、気管支喘息など）があるために、新型コロナウイルス感染をきたした場合に重篤になる可能性が高い方を想定した、緊急システムです。感染が終息した場合は、終了となります。

<電話再診の対象になる方>

当院では、アレルギー性鼻炎、花粉症、好酸球性副鼻腔炎、甲状腺機能低下症（橋本病など）の再診患者様に限ります。ただし、前回受診から期間があいている場合は、初診扱いになるため、電話再診はできません。通常の通りに受診していただくこととなります。ご了承ください。また、前回診察日（通常受診、電話再診も含めて）から極端に期間が短い場合（投薬日数終了より極端に早い時期）も、電話再診はできませんのでご注意ください。

<電話再診の対象にならない方>

数日前から喉が痛い、腫れた感じがする、急に難聴をきたしたなどの急性疾患や、抗生物質を必要とするような疾患の方は、電話再診はできません。

前回受診から間隔があいている方も、初診の扱いとなるため、電話再診はできません。

電話で話ができない年齢のお子様も電話再診ができません。

保険証の内容が確認できない方も、電話再診はできません。

以上の場合は、通常を受診をお願いします。

<電話再診につきまして>

電話再診を希望される場合は、診療時間内（できれば 10：30～11：30、17：00～18：00）をお願いします。電話が混みあってつながらない場合はかけ直しをお願いします。また、院長が対面診療中の場合は、電話に出ることができない場合もありますのでご理解ください。

電話再診での対応は、次の 2 通りの方法があります。が、基本的には①で

の方法をご選択お願いいたします。②の方法ですと、診察費用の銀行振込手数料をご負担いただくことになります。

① 電話再診により、処方箋を発行し、当院まで処方箋を受取りに来ていただく場合。

主に、当院の隣にあるトモエ薬局をご利用になる患者様が対象です。また、保険証が変更になっている方もこちらの方法をお願いします。

まず、診察券と保険証をご用意いただき、医院にお電話ください。スタッフが電話を取り、電子カルテを開いた後に、院長が電話で診察します。少しお時間をいただきます。

診察終了後、診療時間内に保険証を持参のうえ当院にお越しいただき、入口のインターホンでご連絡ください。当院のスタッフが入口まで参ります。保険証の確認をさせていただいた後、処方箋、明細書、領収証をお持ちしますので、その場で、診察費用（再診料と処方箋料の一部負担金です）をお支払いください。診療所内に入っていただくことはなく、外での対応となりますのでご了承ください。

② 電話再診により、処方箋を発行し、かかりつけ薬局へ FAX で処方箋の送信を希望される場合。

医院から離れた薬局を利用される方で、かつ FAX で保険証の写しを当院へ送信できる方が対象になります。

なお、事前にかかりつけ薬局が FAX での処方箋を受け入れ可能か確認し、FAX 番号を控えておいていただくようお願いします。

まず、診察券と保険証をご用意いただき、医院にお電話ください。スタッフに保険証を FAX で送る旨、かかりつけ調剤薬局の FAX 番号をお伝えください。電子カルテを開いた後、院長が電話で診察します。少しお時間をいただきます。

診察が終了しますと、当院からかかりつけ薬局へ、処方箋を FAX 送信します。電話再診が終了後、おおよそ 30 分以降に、かかりつけ薬局に行くようにしてください。

診察費用（本来は当院の窓口でお支払いいただく一部負担金など）は、銀行振込でお支払いください。なお、振込手数料は診察費用と別に必要ですのでご負担ください。振込が確認できましたら、明細書、領収証をご自宅に郵送いたします。振込いただく銀行の口座番号は、電話再診の際にお伝えしま

す。

<ご注意いただきたいこと>

厚生労働省は、保険医療においては無診察による投薬を禁止しています。①、②の方法は、厚生労働省が認めている電話再診の形をとりますので、無診察投薬には当たりません。

内服中に、何か異常をきたした場合は、まずは電話でご連絡ください。

通常のように診療所を受診いただく対面診療ではありませんので、ご利用いただく患者様との相互信頼関係によって成り立つシステムです。虚偽申告による処方が疑われる事例があった場合は、その旨を大阪府に報告するよう指導されています。